

隋唐時代の上層郷邑社会（そのⅡ）

矢野主税

目次

はしがき

第一節 全国から移住の家々

第二節 移住と定着

第三節 婚姻関係の成立

結語

はしがき

後漢時代の地方郷邑社会では、土豪とか豪族とか表現される地方勢力が、社会的な支配力をもっていたと同時に、県や郡の府廷に一族の人々をその属僚として送りこむことによって、政治的な発言権をもち、郡守、県令と協力して地方政治にあたつていたことは、既に先学が明らかにされたところである。一方中央においては、全国各地から京師に集まつて

代々高位高官を占め、「世吏二千石」とか、「公族」などと呼ばれる上流社会層が成立していたことも指摘されている。すなわち、少くとも後漢末期には、地方郷邑社会の支配勢力たる豪族とは、全く縁のない中央における政治的上流社会層が成立していたといつてよい。彼等こそ、中央権力にその生存のすべてを寄生する、寄生官僚層としての貴族社会を形成していた。すなわち、原来は豪族の中のある家が官僚化して、中央官僚家としての地位を確保し、漸次地方の在地一族とはなれて、何代かたつ間に、在地性を失つていった場合が多かった。貴族の最も基本的な性格は、このような、在地性をなくして、中央権力に依存する寄生官僚たることにあった、といつてよいであろう。⁽¹⁾

ところが隋唐時代となると、後漢末期の中央官僚社会にみられた状態が、地方郷邑社会においてもおこつたようと思われる。この時代には、後漢末期にみる豪族中心の地方郷邑社会の代りに、全国の地域から集まつた官僚達によって、その上流社交界が構成されている郷邑社会が見出される。このことは、「隋唐時代の上層郷邑社会(そのI)」⁽²⁾で、既に指摘したところである。この新しい郷邑社会では、在地性の強い豪族達とは異なつて、地方官僚として全国を経巡つた後に、その地におちついた人々が構成員であった。従つて、それらの郷邑社会は、その地の所謂在地勢力とは関係のない人々からなり、後漢末期の中央官僚社会と同様に、その生活のすべてを中央権力に依存する人々によつて構成されていたといえよう。

私はこの論文においては、羅振玉氏編「芒洛冢墓遺文」(嚴耕望編「石刻史料」所収)によつて、隋唐時代の河南府中心の地方郷邑社会の実態について考えてみたい。

まずははじめには、この河南、洛陽地方にうつり住んだ家々の郡望或は旧望を明らかにすることによつて、それらの人々が全国各地からこの地に移住・定着したことを証明し、次にそれらの家々が移住とともに本貫をも移して、完全にこの地の人となつたであろうことを推定し、さらに、移住定着した家々の間における婚姻関係をみるとことによつて、この地方に、

それらの人々による社会生活圏——新しい郷邑社会——が成立していたことを考えてみたい。

第一節 全国から移住の家々

さて、この河南府の地方に、隋唐時代にどのような人々が移住していたのであろうか。いま、「芒落家墓遺文」（以下「遺文」と略称する）に収められた墓誌銘のうち、郡望あるいは旧望の明らかな人々のごく一部をあげれば、次の如くである。

河	南	河	内	郡	望	墓	誌	銘	河	北	海	郡	望	墓	誌	銘	河	南	河	内	郡	望	墓	誌	銘								
清	彭	魯	陽	司馬元礼	墓誌	樂達	墓誌		安	江	吳	渤	高知行	墓誌	傅氏	墓誌	安	江	吳	渤	高知行	墓誌	傅氏	墓誌	安	江	吳	渤	高知行	墓誌	傅氏	墓誌	
東	河	城	國	顏人	墓誌	劉遼	墓誌		定	夏	郡	地	孫通	墓誌	費胤斌	墓誌	甫德	皇	柳永	錫	墓誌	劉遼	墓誌	孫通	墓誌	費胤斌	墓誌	皇甫德	相墓誌	柳永	錫	墓誌	
襄	坦	墓誌																															

これらは「遺文」にみえるごく一部の人々についてみたにすぎぬのであるが、この限りでも、河南・洛陽に近い地方の出身の人々から、遠方の土地の出身の人々まで、さらには、江南の郡望の人々までに及ぶ、全国的な拡がりをもつ人々の集中がみられる。勿論、この河洛の地に移住してくる前に、すべての人々がその郡望の地に居住していたとは、必ずしもいえないかも知れぬ。郡望は、元来先祖の発祥の地であるから、現実には、その地を離れて、別の新しい居住地に本貫を

つけていたことも多かったであろうし、その新しい土地から河洛の地に移住したという場合も多かつたに違いない。⁽³⁾

例えば、張行満墓誌によれば、

「洛州洛陽人也。……因官望於清河。源發宗於白水。」

とみえるが、これは、現在の本貫（新望）は洛陽につけられ、洛陽人となっているが、元来は「南陽白水」がその郡望（旧望）であり、清河がその次の望であつたことを示すと思われる。すなわち、張行満の家は元来は南陽張氏に属したが、ついで清河張氏となり、現在は洛陽の人となっている、ということになろう。⁽⁴⁾

しかし、たとえどういう事情があつたとしても、河洛の地におちついたこれらの人々は、結局は他の地域から此処にうつり住んだ人々であることに変りはない。彼等は、河洛とは全く縁のない地方から、何等かの事情によつてこの地に移住し、定着した人々であったわけであり、この当時、河洛に定着していた人々のうちに、全国からやってきたと考えられる人々があつたことに異論はないであろう。

さて、この「遺文」の中で、墓誌の数の多いものをあげてみると、蕭氏は七面、劉氏は五面、鄭氏は七面、鄒氏王氏は七面、清河崔氏は八面、郭氏は七面、隴西李氏は一八面、清河張氏は一〇面、董氏は五面、韋氏は五面、賈氏は五面、趙氏は七面以上、趙郡李氏は九面、南陽張氏は一八面、楊氏は一九面、太原王氏は三一面、盧氏は五面以上などである。これによれば、この地には全国から移住してきたとはいふものの、やはり近い地域の郡望をもつ人々が多かつたことは争えない。弘農の楊氏とか、南陽の張氏、清河の張氏、崔氏などはそうであろう。しかし、それほど近いわけでもない太原の王氏や、遠方である隴西の李氏などが、圧倒的に多いことも注目されよう。このことは、移住・定着ということには、前にも述べたように、必ずしも郡望の地から直接にこの地にうつったとはいえない場合も多かつたであろうことと同時に、単に地理的な遠近に左右されない理由、例えば政治的・社会的理由などがあつたのではないかを思わせるものがある。

とに角、この河洛の地に移住・定着した人々が、全國から、地理的条件にそれほど左右されることなくあつまつたといふことは、この地が社会的な意味で、全国的性格をもつていたことを示しているといえよう。ところが、このような性格は、別に河洛の地にのみみられる特殊なものではなく、実は隋唐時代においては、どの地方においてもみられた通常一般のもので、そのことは既に前論に指摘したところである。⁽⁵⁾従つて、何故に隋唐時代に及んで、このような性格を地方郷邑社会がもつようになつたのかを、検討してみると必要があると考える。

さて、これらの人々は、何時頃からこの河洛の地に移住したのであろうか。いま、それについての材料を摘要してみよう。

出 典	記	事	移 住 時 期
王朗夫婦墓誌銘	(太原晉陽人也)「(父樂)因宦成周。遂居于洛」 夫人魏氏(鉅鹿中山人也)「(父彥)因宦洛邑。遂家于三州」	父 祖・北齊	高祖以後、西魏以後
同上	(其先、太原晉陽人也)「祖在齊之日。□宦洛陽。情貴神州。遂家於此」		隋末、本人
王玄墓誌	(太原晉陽人也)「高祖毅入西魏。家于京兆。又京兆人焉」		高祖、北魏
處士王義墓誌	(太原祁人也)「泊有隣盜亂。天下崩離。……爰居偃師。故今為縣人矣」		不明
王文曉墓誌	(太原人也)「高祖嵩尚書右僕射。隨魏氏遷于洛邑。因即家焉」	本人	本人
王嘉墓誌	(先太原人也)「歷代徙任。因子茲焉」	三代祖	三代祖
王訓墓誌	(其先弘農華陰人也)「君……遂居河南洛陽焉」	四代祖	四代祖、北魏
楊神威墓誌	(其先南陽白水人也)「三代祖徙居於洛。故今為洛陽縣人也」	本人	本人
張安都墓誌	(南陽人也)「四代祖寛、後魏因官。今家洛陽焉」	高、曾祖	高、曾祖
張貞墓誌	(河間鄚人也)「政……自河朔家於洛陽」	本人	本人
邢政墓誌銘	(本屬開郡高曾因官。今為河南武陟人也)		
田嵩墓誌銘	(并州武鄉人)「波……以旧族豪家。遷于洛邑」		
張波墓誌銘			

劉夫人墓誌	郭恩訓墓誌	郭壽墓誌	寂奉叔墓誌銘	王惠墓誌	張夫人墓誌	何氏墓誌銘	王素臣墓誌銘	劉庭訓墓誌銘	譚伍墓誌	傅叔墓誌	李強墓誌	程隱墓誌	董夫人墓誌	□信墓誌	貞隱子墓誌	(本太原祁縣「大業靈因官徙于洛京。今為緜氏人也」)
(夫人李氏、隴西成紀人也)「祖信……遂家于河南。為洛陽人也」	(太原平陽人也)「父敬同徙居洛陽。今為洛陽人也」	(太原人也)「父貴」遂縣洛州偃師縣龍池鄉安教里也」	(上谷昌平人也)「反葬於河陰縣之芒山。(曾祖)河南宣穆公之墓次」	(瑤瑩臨沂人也)「遷柩於洛水北邙。合葬于宣簡公之旧域」	(洛陽人也)「祖父從宦。因家於此焉」	(太原人也)「遠祖因官。今家洛陽焉」	(中山人也)「素臣秩滿。寓居襄城莊。臨潁水。……有終焉之志」	(沛國豐人也)「(劉)哲仕晉為河南尹。封新蔡侯。子孫因家焉。今為河南伊闕人也」	(恒山平陽人也)「以大業歲。爰居洛陽。日往月來。因家於此」	(北地靈州人也)「隨大業中。遷都洛陽。因而家焉」	(河南人也)「自晉室南遷。君祖帰北。魏文都洛。附家焉」	(広平曲安人也)「考念。隨季因官洛陽。遂家於河南焉」	(州望江人也)「陳氏淪喪。國破家亡。蓬輶洴浮。流離墮洛」	(河南脩武人也)「考隨伊闢令。子孫因家焉。今為洛陽人也」	(本太原祁縣「大業靈因官徙于洛京。今為緜氏人也」)	
父	父	父	父	父	父	父	本人	晋	隋、本人	隋、本人	北魏、遠祖	父	隋、父	隋、父	隋、本人	曾祖以前
曾祖以前	遠祖	遠祖	遠祖	遠祖	遠祖	遠祖	本人	本人	本人	本人	本人	本人	本人	本人	本人	本人

この表によると、父の代に河洛に移住したとするもの七、本人が移住したとするもの七、遠祖、祖父以前とするもの一三、その他に不明のものがある。時代的にみれば、かなり古い時代から隋唐に及んでいる。すると、この地への移住・定着は、古い時代から行われていたことはいうまでもないとしても、父や本人の代のものが、祖以前のものとほぼ同数であることは、やはり移住が、時代が下るにつれて強まる傾向であったことは否定できないようである。勿論ここにあげたものは、移住時期の推定できるものにすぎず、「遺文」の中には、これらの外に移住時期の推定不可能な多数の墓誌銘があ

る。しかもその数は、上述したものに十数倍にも及ぶものであるから、上表のみによつては、必ずしも断定的なことは言ひ難いといえないこともない。

このように、時代が降るにつれて、祖先伝来の郡望の地、或は郡望の地から移住して定着していた旧望の地、そういう本貫の地からこの河洛の地に移住・定着する人々がふえてきたらしいが、勿論そのような移住・定着が昔から行われたことについては、既に指摘したことがある。⁽⁶⁾ ただ、時代が降るにつれて、そのような傾向が強まってきたかに思われるについては、それなりの理由があつた筈である。

しかし今は、そのことにふれる前に、これらの移住者の定着の問題について考えておきたい。

第二節 移住と定着

さて、この河洛の地に移住した人々は、果してこの地の人になり切っていたのであろうか。いま墓誌銘に表現されるいり出身地についての記述の仕方をみると、大体次の三つに区分できる。

第一には、郡望のみを記すもの。

第二には、郡望を記してはいるが、現在はそこに定着しているわけではないことを記すもの。

第三には、現本貫地を明らかにするもの、但し、郡望にふれる場合と、全くふれない場合とがある。

いうまでもなく、「遺文」に収録されている墓誌銘は、この河洛地方に墓地をもつていた人々のものであるから、一般的にいって、これらの人々はこの地方で死亡し、この地方に墓地を設けていたものである。従つて、その現実の生活の場は河洛の地であった、と考えてよかるう。上述の第三の場合は、これらの移住者達の中に、この地方で生活し、この地方

で死亡し、この地方に墓地を設けたところの、この地を本貫とする人々のあつたことを明示しているといえる。ところが、この地方で生活し、死亡しながら、その墓誌には、第一、第二の場合の如き記述しかみえない人々もあつたのであるが、それらの人々は、果してこの地を新しい本貫地、新しい故郷と定めていたのかどうか、疑わしくもないということになろう。

このような疑問を明らかにする為に、まずこれらの墓誌にみる出身地の表現が、どのように記されているかの具体例を示してみよう。ただ煩をさける為に、弘農楊氏、太原王氏、南陽張氏を例としてあげたい。

○弘農楊氏の場合

第一に属するもの

「弘農緯氏人也」（楊岳墓誌）

「弘農仙掌人也」（楊寶墓誌）

「弘農華陰人也」（楊貴墓誌、楊芸墓誌、毗沙妻楊玉姿墓誌、竇夫人楊氏墓誌銘、楊屬墓誌銘、楊士墓誌、楊道綱墓誌）

「弘農人也」（楊居墓誌）

「弘農楊公」（楊崇墓誌銘、楊夫人墓誌）

第二に属するもの

「漢太尉震之後也。家本弘農。因官徙居於此焉。」（楊師善墓誌）

「弘農人也。……因□□播。遂居洛陽焉。」（楊軌墓誌）

「其先、弘農華陰人也。……遂居河南洛陽焉。」（楊神威墓）

第三に属するもの

「夫人楊氏、弘農華陰人也。今寄貫洛陽縣焉。」（郭君夫人楊氏墓誌）

「洛州□縣人也。漢楊太尉後。」（楊承胤墓誌）

「洛陽人也。其先漢太尉震之後。」（楊昭墓誌）

「河南洛陽人也。其先漢太尉伯起之後。」（楊順墓誌）

「河南人也」（楊大隱墓誌）

○太原王氏の場合

第一に属するもの

「太原王氏」（劉夫人墓誌）

「太原人也」（劉夫人墓誌、王怡墓誌、王詢墓誌、王儉墓誌、王令墓誌、夫人王氏墓誌、王君墓誌、王寬墓誌銘）

「（北海）太原人也」（王玄墓誌）

「并州太原人也」（王夫人墓誌銘、王和墓誌銘）

「太子喬之裔也」（王留墓誌銘）

第二に属するもの

「其先太原人也」（王爽墓誌、王慶墓誌、王才墓誌）

「先太原人。歷代徙任。因于茲焉。」（王訓墓誌）

「太原人也。高祖……隨魏氏。遷于洛邑。因即家焉。」（王嘉墓誌）

「其先太原晉陽人也。祖在齊之日。因居洛陽。……遂家於此。」（王玄墓誌）

「其先太原晉陽人也。因官遂居於洛州洛陽縣焉。」（王俛墓誌銘）

「太原晉陽人也。……因宦成周。遂居于洛。」（王朗夫婦墓誌銘）
第三に属するもの

「太原人也。因官宅土。今為河南人□。」（王岐墓誌）

「太原祁人也。……爰居偃師。故今為縣人矣。」（王文曉墓誌）

「太原祁人也。今貫偃師縣龍池鄉焉。」（王纂墓誌）

「太原人也。今貫居陽城焉。」（王達墓誌）

「太原人也。……因官徙地。家於河南。故又為縣人焉。」（王行淹墓誌銘）

○南陽張氏の場合

第一に属するもの

「南陽西鄂人也」（張洛墓誌、張義墓誌）

「南陽人也」（張銓墓誌、張鍾葵墓誌）

「南陽白水人也」（段夫人張氏墓誌、張葉墓誌銘、張対銘、張滿墓誌銘、張夫人墓誌）

第二に属するもの

「其先南陽白水人也」（張素墓誌）

「其先南陽人也。因官出守。遂家于此地焉。」（張客墓誌）

「南陽人也。……今家洛陽焉。」（張貞墓誌）

「本南陽西鄂人也」（張信墓誌銘）

「其先鄧州南陽人也」（張昌墓誌）

第三に属するもの

「南陽白水人也。……因官遷転。遂為洛陽縣人焉。」（張傑墓誌）

「其先南陽白水人也。三代祖徙居於洛。故今為洛陽縣人也。」（張安都墓誌）

「洛州洛陽人也。……因官望於清河。源發於白水。」（張行滿墓誌）

ここにあげたのは僅かに楊、王、張の三氏のみについてであるが、これらは河洛の地に移住した家々の間では、多くの人數を擁しているほうであるから、当時の墓誌銘の表現形式をみるのには、一応十分とみてよいであろう。さて前に述べた如く、第一に属するものは祖先伝來の郡望のみをあげ、第二に属するものは、既に郡望の地にはいないことを示すのみの場合と、更に郡望の地から別の場所に移住したことを明記する場合とがあつた。何れも祖先伝來の地を離れていることは明らかであるが、前者は何処に移住したかを明示せず、後者はその移住地を明記しているわけである。この場合注意せねばならぬのは、例えば王氏について「其先太原人也」という表現の場合と、「先太原人也」という場合と、単に「太原人」とのみある場合、更に張氏について、「本南陽西鄂人也」という場合とがあつたことである。「其先」「先」「本」とある時は、明らかに「昔はそうであったが、今はそうではない」の意とるべきであるが、単に「太原人也⁽⁷⁾」とのみある場合でも、そのあとの現住所に関する記述からみて、第二の場合とみるべき場合、換言すれば「其先太原人也」と同じ意味をもつと解すべき場合があつたといえる。

第三に属するものは、単に移住しただけではなく、既にその地に本貫（新望）をつけ、その地の人となつてゐることを示している。

従つて、第一に属するものは、なお郡望にとらわれた表現であるとしても、第二、第三に属するものは、既に郡望を過去のものとして取扱つてることを示してゐるといえよう。ところが以上の例によつても明らかな如く、第一に属する例

は三四例（楊氏十二例、王氏十三例、張氏九例）で極めて多い。ただ、第二第三に属するものを一つのグループと見得るとすれば、合計して二九例であつて、第一の郡望のみを記すものと、郡望にとらわれない表現とは、大体相半ばすると考へてよいのではあるまいか。

ところで前述したように、これらの人々の現実の生活の場は、すべて河洛の地方であつたはずである。しかし、その墓誌銘にみる出身地の記述が以上のようにあることは、移住していくても一時的なものにすぎず、ここを生活の根拠地＝本貫としていたわけではない人々も、かなり多かったのではないかとの疑問がおころう。では、これらの人々はこの河洛の地と、どういうかかわりをもつていていたのであろうか。

いまこの問題をほりさげてゆく場合、どのようなことについて考えればよいであろうか。私は嘗て本貫の移動について考へた時、まずその基準とすべきものは、墓地の所在地であろうとした。⁽⁸⁾ ただ、時には墓地と本貫とが分離して、所謂故郷の分裂が起ることもあり得たようである。⁽⁹⁾ このような考え方従つて、「遺文」にみえる人々、特にその出身地として郡望のみしか記していない場合や、移住しても果して移貫定住したのかどうか明らかでない場合などを中心として、彼等の移住は、果して本貫をそこに移したものであつたのか否かについて考えてみたい。

○弘農楊氏の場合

第一に属するもの

出 典	生 活 の 場	墓 地
楊道綱墓誌	卒於立行里私第	殯於邙山之陽、礼也。 遷窆于北邙之、礼也。
楊藝墓誌	終於(脩義里)私第	葬於邙山、礼也。
楊貴墓誌		

楊寶墓誌

楊岳墓誌

楊崇墓誌銘

楊居墓誌

楊士墓誌

楊夫人墓誌(夫人源氏)

終於洛陽縣里第

卒於立行里私第

(不明)

(不明)

(卒於官舍)

終於尊賢里之私第

葬於洛北邙之原。

葬於河南合宮縣北邙山、礼也。

啓空於先塋、與故夫人隴西竇氏、合葬於洛陽北原、礼也。

窆於村西二百步(祖)彌墓之後、二昆之傍。

葬於北邙之原。

歸葬邙山、礼也

この表で明らかなるように、これらの人々の多くは洛陽県の私第で卒している。ということは、その生活は洛陽県を中心にして営まれていたということであろう。勿論、ここにみる限りでは不明のものもあるし、任地の官舎で卒した人もあるが、それらの人々と雖も、恐らくは洛陽付近に生活の場をもつていたと推定して誤りあるまい。ということは、これらの人々は殆どその墓地を邙山(北邙山)に設けていたからである。墓は故郷に設ける、墓地の所在地こそ故郷である⁽¹⁾ということであれば、彼等にとって、この洛陽の地こそ生活の場でもあり、故郷でもあったであろう。

あとから述べるところで明らかなるが、洛陽、河南の地方にいた当時の官僚達は、殆どこの北方丘陵地帯北邙山(邙山)の地にその墓地を設けていた。楊氏の人々もまたそうであったといえよう。従って、彼等は実際の生活を洛陽城中心にもつておらず、墓地は北邙山の原に設け、本貫を河洛の地につけていた、と考えて大過ないのではないか。

このような推定をたしかなものと考えうる根拠は、楊崇墓誌や楊居墓誌にみられる。楊崇墓誌によれば、その墓地は先祖伝来の墓地であり、楊居墓誌によれば、少くとも祖先以来の、兄弟も共に葬られている一族の墓地であった。すなわち、この二人については、その墓地は何代か前からの墓地であったわけであり、そのことは、彼等の祖先が早くこの地に移住し、この地に定着していたことを示すものであろう。したがつて、彼等の本貫もまた、この地につけられていたと考えて誤りないであろう。

もし、楊崇、楊居についてこのように考へうるとすると、他の人々においても、すべてがそうであつたとは断定でき難いとしても、大方は父祖伝来の墓地をもつてゐた、と考えてもおかしくないであろう。したがつて、これらの人々もまた洛陽城付近に居住し、父祖伝来の墓地をもち、その墓地に葬られたのであろうと考へられる。ということは、彼等の墓誌には郡望のみしか記してないとしても、現在は洛陽付近で生活しているわけであり、しかもその洛陽付近は、必ずしも一時的な生活の場にすぎなかつたとは言えないと証するものであろう。彼等の父祖伝来の墓地が設けられている以上、むしろ彼等の本貫はここにつけられ、この地こそ彼等の故郷であった、と見るべきではなかろうか。

例えは、前稿で指摘したように、「新平郡人也」(馮名墓誌)⁽¹³⁾とその墓誌の本文で記されている人物でも、墓誌そのものは、「大周上党郡馮名墓誌銘」と題されているので、その本文には出身地として郡望(新平郡)のみを記していたとしても、現実には上党郡に本貫をつけていたことを明らかにしているわけである。このことは、郡望のみを記すにすぎぬ上述の楊氏についての、前述の推定を支えるものがあろう。

このような推定の正しさは、第二、第三の場合をみるとことによつて、更にたしかめられるはずである。

第二に属するもの

出 典	生 活 の 場	墓	地
楊師善墓誌 (夫人丁氏)	(卒于軍所) 終於西京長興里	旋窓於合宮之界 遷祔于北邙之旧塋、礼也。	
楊軌墓誌 (卒于官舍)		殯於芒山。	
楊神威墓誌 終於故里		殯于北邙原。	

楊師善墓誌によれば、師善は若くして戰地に卒したが、妻丁氏は長命で西京長興里に卒した。丁氏が西京で卒したのは、

その子慎が雍州明堂県尉となつたので、それについて行つたからと思われる。しかし彼の家の墓地は北邙山にあつたので、その伝来の旧塋に歸葬したものと考えられる。前述したように、師善の出自については、「家本弘農。因官徙居於此焉。」といわれているが、この場合の「此」は、合宮県（河南縣）近辺と考えられるから、ここが新しい定着の場であり、その新しい本貫であつたと考えられる。

楊軌の場合は任地で卒したから、現実の生活の場は明らかでないが、彼の一家は前述のように、「遂居洛陽焉」といわれていることからみて、生活の根拠地は洛陽であつただろう。彼も亦芒山（北邙山）に葬られている。

楊神威は故里で卒したとあるが、彼については、「遂居河南洛陽焉」（前述）といわれているから、洛陽に本貫をうつし、そこに定住していたとみてよく、故里というのは洛陽をさすと考へて誤りあるまい。その墓地もまた北邙山の原であつたのである。

このようにこれらの人々の現実の生活の場は洛陽付近にあり、その墓地は同じく北邙山の原に設けられている。このことは、彼等がこの地に移住定着し、ここを本貫とし、ここを故郷と考えていたことを証するものであろう。

第三に属するもの。

出 典	生 活 の 場	墓 地
楊承胤墓誌	遘疾於永昌縣草善坊私第	葬於邙山之平樂鄉之原、礼也。
楊大隱墓誌	終於清化里第	遷窆於城北平樂里之原、礼也。
楊昭墓誌	終於恩恭之里	葬于北邙平樂之南原。
楊順墓誌	終于道光里第	遷窆於邙山、礼也。

この中で、楊昭、楊順の二者は、明らかに「洛陽人」（前出）と記されているから、洛陽に定着し、本貫をつけ、ここで

生活し、北邙の原に墓地を設けていたといえるわけである。楊大隱については、「河南人」(前出)とあるが、これが河南県を意味するのか、河南府を意味するのかは明らかにできない。楊承胤については、前述のように県名が明らかでない。しかし、この二人もまたその墓地は北邙山の原に設けており、その生活も洛陽付近でなされていたことは確実であるから、以上の四人がすべてこの地方に本貫をうつし、生活をしていたことは誤りない。

また、表にはあげなかつたが、「郭夫人楊氏墓誌」によれば、「今寄貫洛陽縣焉」(前出)とみえているから、夫人の生家は完全に洛陽に本貫をうつしていったと考えられる。ただこの家についてはその他のことは判らない。

以上によれば、第三に属するものは勿論、第二に属するものも、河洛の地に定住し、墓地を設け、本貫をつけていたこと明らかで、彼等の祖先の発祥地である弘農郡とは、全く関係のない生活を送っていたことが考えられる。これからみれば、第一に属するものと雖も、河洛の地に生活し、そこに墓地を設けていたのであるから、この地に定着していたこと明らかなこと、従つてこの地に本貫をうつしていったと推定され、その郡望とは関わりのない生活を送っていたと考えてよいであろう。

○太原王氏の場合

次に、太原王氏について考えてみよう。

第一に属するもの

出 典	生 活 の 場	墓	地
王怡墓誌	終於集賢里之私第	殯於河南府河南縣平樂鄉張陽里之北原、礼也。	
王頤墓誌	終於蜀郡之私第	歸柩於洛城、窆於城北河南縣平泉鄉之原、礼也。	
王詢墓誌	卒於私第	合葬於洛陽城北十里芒山之原、礼也。	

王玄裕墓誌

終於德懋里之私第

葬於北邙山合宮縣平樂鄉之杜鄴村東北原、礼也。

王儉墓誌

終於洛陽立行坊之里第
終於私□

合葬于北邙山之平原、礼也。

王令墓誌

王立墓誌
王君墓誌

王留墓誌銘
王和墓誌銘
王寬墓誌銘

王護墓誌銘

王贊墓誌

王立墓誌

王君墓誌
王留墓誌銘
王和墓誌銘
王寬墓誌銘

王護墓誌銘

いまその点について考えてみると、一般に太原王氏の墓地に關する記述は、「寃於北邙之原、礼也」というような形式をとつてゐる。この「礼也」という表現は、そうすることが当然古來の礼にかなうものであるから、その故にそうなされたものである、という意味を現わしていると考えられる。このような、葬に關して「礼也」といわれる場合は、故郷に帰葬された時に用いられたといえよう。というのは、先祖伝来の墓地に帰葬することこそ、中國の伝統的礼であるという考えは、例えば晋書（82）陳壽伝に明らかである。¹⁴⁾陳壽伝によれば、彼は母の遺言に従つて帰葬しなかつたが、母の遺言に従つたとしても、帰葬しなかつたという点をとがめられて、郷党的清議にかけられたといわれている。従つて、「葬于某地、礼也」という表現がとらわれている場合、その某地は先祖伝来の墓のあるところであり、故郷であつたと考へてよいであろう。

こう考へてみると、この第一に屬する太原王氏の場合、殆ど「礼也」と記してあることからみて、旧墓がこの河洛の地にあつたわけであり、これらの人々は何代も前からこの地に生活し、ここに墓地を設け、ここを故郷としていたと考えられるのである。

ただ王和墓誌銘によると、「従遺令也」とみえ、宛も遺令によつて始めて此所に墓地が設けられたかの如くにもみえる。しかし墓誌によれば、和は乾封二年九月七日に死んだが、夫人隴西李氏は、その前年乾封元年十月十七日にすでに卒していた。それで嗣子の質は、乾封二年十月廿二日に和と夫人とを合葬したのであるが、「遺令」というのは、既に卒して別に葬つてあつた夫人を和と合葬せよというものであつたと思われる。この時新しい墓地を設けよという遺令ではなかつたであろう。

以上のように考へてみると、これらの王氏については郡望しか記していないにしても、それは單なる形式にすぎず、實際には河洛の地に定住し、北邙山の原に父祖伝来の墓地を設けていたのであるから、この地こそ彼等の故郷であり、現在

の本貫地であつたといえよう。彼等は最早太原の人ではなく、河洛の人であつたといふべきである。

第二に属するもの

次に第二に属する場合について考えてみよう。

出 典	生 活 の 場	墓	地
王爽墓誌	終于東京脩義里之私第	(不明)	
王訓墓誌銘	終子桂陽官舍(夫人)終于履道之私第	合葬於邙山之麓、礼也。	
王嘉墓誌	終於私第	合葬於洛州合宮縣北邙山之平原、礼也。	
王慶墓誌	沒於清化里第	權葬於北原、礼也。	
王玄墓誌	奄於私第	葬於河南縣平樂鄉北邙之山。	
王朗夫婦墓誌銘	終于景行里第	合葬於邙山翟村之西一里。	
王才墓誌	卒於家	葬於北邙之山。	
王侁墓誌銘	(薨於橫陣)	遷窆於洛陽縣之北邙山之北原、礼也。	

まず生活の場についてみると、任地の官舎や、軍陣に死んだ人達以外は、恐らく河洛の私第で生活し、そこで卒したものであろう。

一方墓地は、王爽を除いてすべて北邙山の原に設けられている。ということは、これらの人々は、通常の生活は河洛の地でなされ、墓地は北邙山にあつたということになる。しかもこれらの人々は前述した如く、既に太原の人ではないのであり、「遷于洛邑。因即家焉。」とか、「因官洛陽。……遂家於此。」(前述も)とみえるように、この河洛の地に定住していたのであり、この地に本貫を移していたであろう。従つて、これらの人々は河洛に定着し、ここに墓地を設け、ここを故郷としていた人々であつたと考えてよからう。

第三に属するもの

このグループに属する人々は、前述した如く、すべての人々が、「太原人」と明記している。ということは、これらの人々は元来は太原を郡望とする王氏に属しながら、しかし、今は河洛の地に本貫をうつし、この地の人となっていることをも明記しているわけである（前述）。

では、これら本貫を河洛の地につけている場合、生活の場、墓地はどこにあつたものであろうか。

出 典	生 活 の 場	墓	地
王岐墓誌	終于漁陽官舍	合葬于北邙山之平樂鄉界、礼也。	
王文曉墓誌	終于私第	權窓于邙山之陽、礼也。	
王纂墓誌	終於長安	權葬於邙山之陽。	
王達墓誌	(夫人)終於積德坊	(夫人)葬於邙山之陽。招魂與君合葬於邙山之陽、礼也。	
王行淹墓誌銘	終於景行坊私第	殯於北邙之陽、礼也。	
	終於景行里之第	殯於河南縣平樂鄉之原、礼也。	
處士王義墓誌	卒於荊南之野	歸葬於河南之北山之陽、礼也。	

この表によつてみると、これらの人々は特別の事情のないかぎり洛陽の私第で卒してゐるから、生活もまた洛陽の地でおくられていたと考えられる。しかも、彼等の墓地はすべて河南縣平樂鄉の北邙山の原に設けられていることからみて、たゞ他の地で卒することがあったとしても、河洛の地に帰葬したのであり、この地こそ彼等の故郷であり本貫であったことを示すものといえよう。

ただ王義の場合には多少事情があるようである。その墓誌をみると、

「太原晉陽人也。高祖毅入仕西魏。家于京兆。又為京兆人焉。」

とみえている。すると、郡望の地をはなれて新しい本貫を設けていることは、他の人々と同様であるとしても、その本貫は京兆であつて河洛の地ではなかつたと考えられる。しかし、彼の墓誌が「遺文」に含まれていることは、その実際の生活の場が既に河洛の地にうつっていたことの証であろう。しかも、何かの事情で荊南の地で卒したとはいえ、その墓地について、「帰葬於河南之北山之陽、礼也。」とみえるのによれば、彼以前に既にこの一家の墓地は北邙山の原に設けられていたのであり、そこに彼もまた帰葬されたということになろう。ということは、彼の本貫は或はなお京兆につけられていたとしても、その生活の場、その墓地は既に河洛の地に移つていていたわけであり、これは所謂故郷の分裂⁽¹⁵⁾というべきであろうが、しかし、やがては河洛の地が新しい本貫となつたことであろう。彼の場合、郡望（旧々望）から京兆（旧望）へ移り、更に河洛（新望）への本貫移動の直前にあたつていたといえるのである。

以上によつて明らかなる如く、これら太原王氏の人々は、その出自の表現に相違はあつても、すべての人々がこの河洛の地に住み、この地に墓地を設け、この地に本貫（新望）をつけていたと断じてさしつかえないであろう。

○南陽張氏の場合

第一に属するもの

例によつて表をつくると次のようである。

出 典	生 活 の 場	墓	地
張満墓誌銘 張対銘 張葉墓誌銘 張洛墓誌	終于私第 (不明) 卒於私第 終於洛邑□	殯于北邙山、礼也。 殯於龍門西平原、礼也。 合葬於河南於平樂鄉邙山之原、礼也。 遷窆於□南□平樂鄉邙山之平原。	

張義墓誌	卒於私第	遷合葬於北邙之原、礼也。
張鍾葵墓誌	家在洛陽	合葬於洛北邙。
張銓墓誌	終於殖業里	葬于北邙山平樂鄉之原、礼也。

これによれば、私第に卒した者三、洛陽に卒した者三、不明一となる。この「私第」が何處にあつたかは速断できないにしても、大方は河洛近傍であつたであろう。その墓地は、北邙山或は龍門とあるから、これをあわせ考へれば、これらの人々は洛陽及びその近くに生活し、この地に墓地を設けていたといえるであろう。しかも、これらの墓地は、前にも述べた如く、「礼也」というその表現からみて、父祖伝來のものであつたと考へられる。

第二に属するもの

前述したように、これに属するものは、「其先」とか、「本」とかをその郡望にかぶせて記し、その先祖は昔は南陽の人であつたが、現在はそうではない、他の地に本貫をつけているものである、という人々であつた。ただ張貞の場合(前述)のように、単に「南陽人」と記すのみであつても、内容的には「其先」や「本」を省略したと思われる場合もある。いまこれらの人々の表をつくれば次の如くである。

出 典	生 活 の 場	墓	地
張信墓誌 終於私第 (夫人)終於積德里之私第	葬於洛陽城北拾伍里之原、礼也。		
張素墓誌 終於私第	合葬于北邙平樂鄉之原、礼也。		
張容墓誌 終於時邕里之第	合葬于邙山之南原、礼也。		
張昌墓誌 終於洛川里	合葬於河南縣澗澗鄉邙山之陽、礼也。		

このうち張素、張貞は共に洛陽の私第に卒したのであるが、張信や張客の場合は単に私第とあるのみで明らかでない。

張昌の洛川里というものは、その墓碑に、「洛州洛陽縣張處□□誌」とみえるから、洛陽城内の里であろうか。すなわち、張昌は南陽から洛陽県に本貫をうつし、この地の人となっていたのであり、墓地もまた北邙山に設けているのをみれば、完全にこの地の人となっていた筈である。その地の人々も、すべて墓地が北邙山或は城北に設けられていることからみて、張昌の場合と同様であつたであろう。

第三に属するもの

これに属する人々は、すべて明らかに洛陽県に本貫をつけ、南陽から洛陽に移住した人々であった。

出 典	生 活 の 場	墓	地
張保墓誌	卒于私第	(夫人)與君合葬于北邙之陽、礼也。	
張安都墓誌	終于私第	葬於芒山之陽。	
張行満墓誌	卒于家	殯於洛城之北邙嶺之陰十五里、千金鄉之地、礼也。	

ここにみる私第や家は、すべて洛陽県の私第と考えてさしつかえあるまい。その墓地は代々北邙山に設けられていたと考えられる。張安都の場合は、三代の祖が洛陽の地に移ってきたのであるから(前述)、それ以来の墓地であつたといえよう。

さて張行満の場合、勿論現在洛陽の人であり、ここに生活し、且つ葬られたのであるが、前述した如く墓誌銘をみると、「元來は南陽白水の出身ではあるが、官僚として清河に赴任し、そこを本貫としていた」と述べているので、彼にとつては郡望(旧々望)としての南陽、旧望としての清河から、ついで洛陽(新望)におちつき、この地の人となつたといえる。他の人々の場合も、恐らくはこれと相似た過程をへて洛陽の人となつたのであろう。

以上、弘農楊氏、太原王氏、南陽張氏についてみてきたが、それらを通じていえることは、第一、第三の出身地の表現形式に属する人々は、完全に河洛の地に生活し、墓地を設け、本貫をつけ、そこを故郷としていたのであるが、第一に属するものであつても、第二、第三の場合と全くかわらないことが明らかである、といえることである。ということは、「遺文」に墓誌の收められている人々は、すべてこの地を本貫とし、ここを故郷としている人々であつた、といえるわけである。

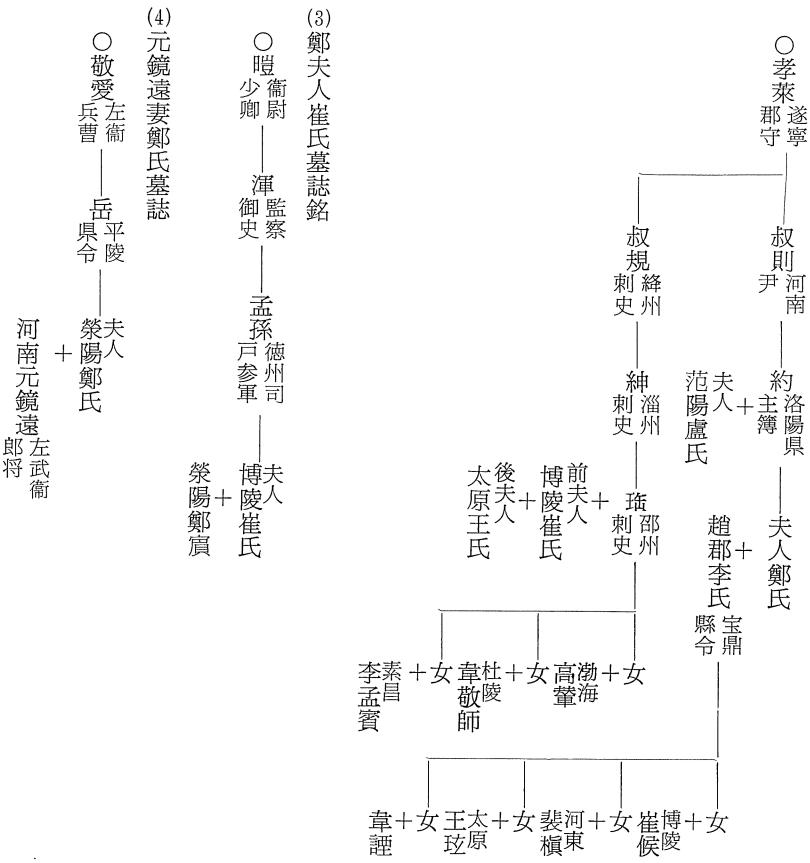
このように結論づけることの正しさは、「遺文」に收められた墓誌に一々あたつてみることで確められ得るし、そのような手続きを筆者は行つたのではあるが、それらをここに記すことは煩にたえないので省略する。

第三節 婚姻関係の成立

さて、第一節、第二節によつて、河洛の地に、全国から人々が集まり、この地で生活し、墓地を設け、本貫をつけ、こを故郷としたであらうと考えた。では、これらの人々は、お互にどういう社会生活圏を構成していたのであらうか。私はこの地に集まってきた人々の婚姻状態をみるとことによつて、ここに一つの新しい郷邑社会が成立したことを証することができると思う。以下、まず婚姻の具体例の一部を示すこととしよう。但し、その郡望の明らかなものの中から抜ぶこととする。

I. 禁陽鄭氏の場合

(1) 李君夫人鄭秀実墓誌（李氏⁽⁵⁾参照）、(2) 鄭璫墓誌銘



(5) 鄭瞻墓誌

○伯遠司徒
左長史 —— 子仁通直
郎 —— 植將作
瞻東城
贍具令

密國侯 尚書右
僕射 —— 補公淄州
刺史 —— 渤海封氏
夫人

II、清河崔氏の場合

(1) 崔恕墓誌

○隱甫 東都
留守 —— 徵越州
司馬 —— 千里常州司
士參軍 —— 懇嶺南觀
恕察使

正臣監察
御史 —— 鉅鹿魏氏
夫人

隴西李玄同

(2) 崔詹墓誌

○稱戶部員
神郎 —— 植商州防
禦判官 —— 承弼河南府
士曹參軍 —— 詹舍人
中事 —— 女

夫人
蔡陽鄭氏
夫人
范陽盧氏
夫人
范陽盧冕

(3) 崔夫人墓誌

○元綜侍郎
黃門 —— 令同陵州
司馬 —— 瑝伊闕
刺史 —— 偉澤州
亮美原
夫人
夫人崔氏
夫人
杜彭城
夫人
隴西李氏
杜休源

(4) 崔志墓誌

○會仁 青州刺史 —— 志 息州長史 —— 義深 濟州都督府長史

+ 前夫人
南陽張氏

渤海刁氏
後夫人

(5) 崔府君夫人鄭氏合祔墓誌 (6) 參照

○祥業 范陽 —— 濬 鄭州長史 —— 程 懷州錄事參軍

歡 贈工部郎中

璆 芝 淮水令

前夫人
榮陽鄭氏

澤 徒事 —— 侯 夏縣令

十
後夫人
范陽盧氏

(6) 崔程墓誌 (5) 參照

○祥業 —— 濬 —— 朝 懷州刺史

河 南 県

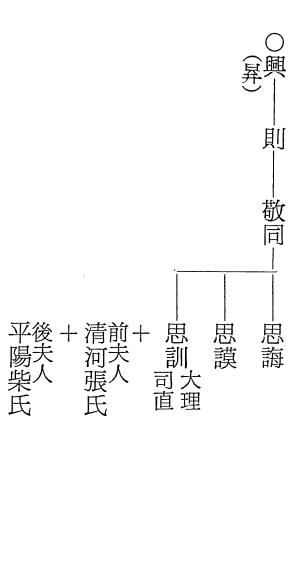
長裕 頤川
太守 —— 歡 殿中侍
御史 —— 叔向 洛州
司兵
稅 河南府
參軍

III、太原郭氏の場合

(1) 郭思謨墓誌 (2) 参照



(2) 郭思訓墓誌
(1) 参照



(3) 郭通墓誌銘

○達本州
州都 略羽林
監 通沁源
縣令 + 夫人
太原王氏

IV、趙郡李氏の場合
(1) 李璆墓誌銘 (2) 参照)

○嵩永城
令 元善襄州錄
事參軍 + 絳宰相
某同州錄 瑶河南府
事參軍 + 錄事參軍
夫人 范陽盧氏

愛景江陵府
參軍 + 夫人
太原王氏
盧獲 崔銘陽山
女 女
女 崔銘陽山

(2) 李嵩墓誌銘 (1) 参照)

○希騫滄州等
四州刺史 + 晉客司農
少卿 + 貞簡武臨
縣令 + 崩永城
縣令

夫人李氏
太原王氏

(3) 王夫人李氏墓誌銘

○德盛西城
郡守 義府右相
司直 澤桂坊

夫人李氏
太原王氏

(4) 李韜崔夫人合祔墓誌銘

○仁偉 東光 —— 延祐 益府士
令 曹參軍 輞棣王
屬

神慶 大夫 —— 瑤光祿
御史 卿
夫人 清河崔氏

(5) 李方乂墓誌 (鄭氏(1)参照)

○希礼 豫州 —— 孝貞 黃門
刺史 侍郎

陳都水 —— 昆外郎 —— 胃刑部
使者 員 郎中

來王 常侍
贈散騎
思諒 倉部
郎中

敬中 參軍

許王府

+

叔則 東都 —— 約洛陽縣
留守 主簿

夫人 梔陽鄭氏

V、范陽盧氏の場合

(1) 蘆騷墓誌、盧夫人崔氏墓誌銘

○安寿 錦州 —— 正紀 汝州 —— 抗聞喜
長史 司馬

玄默 合州 —— 思慶 德陽 —— 庭実 祁縣
司馬 令

夫人 清河崔氏

(2) 蘆子鷺墓誌

○知遠資州 —— 龍河中府
刺史 戶曹參事

太常寺 奉禮郎

字子鷺

夫人 博陵崔氏

(3) 蘆復墓誌 (4) 參照

○思道黃門侍郎 — 赤松率吏 — 承基郢州刺史 — 元莊嘉州刺史 — 知遠襄陽郡刺史 — 復城父縣尉

(4) 蘆寂墓誌 (3) 參照

○承基 — 元莊 — 光遠奉先 — 寂太子司議郎

士會南州刺史

夫人扶風馬氏

+

子餘冀州刺史
夫人河東裴氏

+

崔蒙博陵女

+

河東柳寥河陽尉

嗣魯王宗正卿 — 道堅 — 隴西李氏夫人

+

薛當

+

河東

+

河陽

(5) 朱敬之妻墓誌

○積試宣州司馬

+

范陽盧氏

+

吳興姚氏

+

朱敬之

留守

(6) 蘆君夫人崔氏墓誌

○職秘書少監

+

清晉州刺史

+

朴前左監門衛兵曹參軍

+

博陵崔氏

+

范陽盧氏

VI、太原王氏の場合

(1) 劉夫人墓誌

○僧辯太尉……良僕寺
承 琥頌陽
璫縣丞
從長試右武衛
兵曹參軍
夫人
太原王氏

彭城劉思友試左武衛
兵曹參軍
証刺史
潁川
涣郎
協律
主簿
畧開封府

渤海高氏
夫人
渙郎
協律
畧主簿
開封府

(2) 劉夫人墓誌

○察平原郡
長史
悌甘泉府
折衝
徵臨渙
眞令
太夫人
太原王氏

彭城
劉府君
彭城
劉府君

(3) 王詢墓誌

○璋太子右
衛率
瑾鄭州
司馬
粲和州
長史
詢行郴州
錄事參軍
趙夫人
趙郡李氏

(4) 王玄裕墓誌

○達濟州刺史震滑州錄統軍折衝玄裕

(5) 王令墓誌
纂晉州長史念祖越州司倉參軍南陽張氏
夫夫人+

(6) 王立墓誌

○昱北海秀鄧州錄立吳山令郎儒林
夫夫人+

(7) 王君墓誌
寧定州刺史夫人武威成氏
夫人南陽張氏

○陶并州刺史觸忻州司馬立吳山
夫夫人+

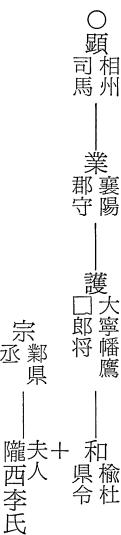
寧定州刺史夫人武威成氏

(7) 王君墓誌

○誰太史伯仁德州刺史則博昌
夫夫人+

夫人南陽張氏

(8) 王和墓誌銘



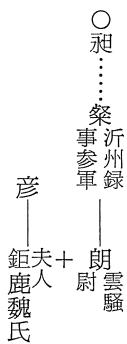
(9) 王爽墓誌



(10) 王訓墓誌



(11) 王朗夫婦墓誌銘



(12) 王侁墓誌銘



(13) 王岐墓誌



以上にあげた例によつて、注目すべき点について考えてみたい。

第一にあげられるのは婚姻関係の多種多様さである。例えば、榮陽鄭氏の婚姻相手は、博陵崔氏三、河東裴氏一、太原王氏二、京兆韋氏二、渤海高氏一、渤海封氏一、河南元氏一、素昌李氏一とみえ、清河崔氏の婚姻相手は、鉅鹿魏氏一、隴西李氏二、榮陽鄭氏三、范陽盧氏三、彭城杜氏一、南陽張氏一、渤海刁氏一、次に太原郭氏の場合は、彭城劉氏一、河南元氏一、清河張氏二、太原王氏一、平陽柴氏一とみえており、次に趙郡李氏の婚姻相手は、范陽盧氏一、太原王氏二、清河崔氏一、榮陽鄭氏一、郡望の記してない崔氏一、盧氏一が見える。次に范陽盧氏の婚姻相手には、清河崔氏一、博陵崔氏三、隴西李氏一、扶風馬氏一、河東柳氏一、河東薛氏一、吳興姚氏一、それに郡望を記さない朱氏一が見える。次に太原王氏においては、鉅鹿魏氏一、彭城劉氏二、渤海高氏一、趙郡李氏一、南陽張氏二、隴西李氏三、武威成氏一、東平呂氏一、会稽朱氏一、京兆孫氏一とみえている。

さて、婚姻は、一般的にいえば一つの地縁関係の中において成立の可能性があることからみれば、ここにみる郡望の多

種多様さ、さらに、特定の婚姻相手があるわけではなくて、全国的な郡望の広がりがみられるることは、これらの人々がすでに郡望の地に居住せず、河洛地方という、地縁的社會生活圏に移住し、その中に居住していたであろうことを示している。その故にこそ、河北地方の郡望をもつ人々と、江南地方の郡望をもつ人々の婚姻も可能であったわけで、今や郡望は、単に遠い昔の祖先の出身地を示すのみで、現在の彼等の生活とは殆ど関わりのないものであつたといえよう。

第二には、第一と関連するのであるが、上の婚姻表には、郡望の明らかなものを挙げ、郡望の不明なものは殆ど省いてあることである。例えば太原王氏の場合、王儉の妻は単に夫人劉氏とみえるのみであり（王儉墓誌）、王鑾の女の夫は李氏とみえるのみであり（夫人王氏墓誌）、王留の妻は張氏というにすぎず（王留墓誌）、王護の妻は夫人路氏であり（王護墓誌）、王贊の妻は姪氏（王贊墓誌）、王嘉の妻は李氏（王嘉墓誌）、王纂の妻は夫人吉氏（王纂墓誌）などとみえるのみである。これは他の諸氏においても同様である。^[15] 上述の婚姻表にみても、いくつかの郡望を記さない例があつたが、そのような例はこのように極めて多く見出せる。このようなことは、夫人たる女の側についてのみならず、主人たる男子の側についても同様で、一々あげるのは省略するが、男子について郡望をあげぬ例は、太原王氏七例、弘農楊氏六例をかぞえる。

しかも、このような傾向は単にこの「遺文」でみられるだけのことではなく、全唐文の中にも、「益州溫江縣令任君神道碑」（全唐文一九四）に、

「公諱晃樂安博昌人也。……夫人姚氏徵士神俊女也」

とあり、「唐陳州宛邱縣令高府君夫人河南宇文氏墓誌銘」（全唐文二一六）に、

「夫人諱某、河南郡人也。……夫人……適於高府君。」

とみえるように、唐代においては郡望をあげない例はかなり一般的であつた。

このことは極めて注目すべき点であろう。何故なら、これらにおいては郡望は全く無視されている、換言すれば、郡望

なるものは最早婚姻の条件としては大した意味をもたなかつたであろうことを示唆するからである。このことは、郡望が政治的にも社会的にも、実際生活においてはその意義を失いつつあつたことを示すものといわねばなるまい。

次に第三に注目されるのは、この地に集まつた人々の間に、いくつかの夫々の社交グループが形成されていたのではないか、ということである。というのは、上の婚姻表の中には、ある家族と他の家族との特別の関係がみえるからである。例えば、郭氏の場合、思謨と思訓は兄弟である。思謨の夫人は彭城劉氏、河南元氏、清河の張氏であるが、思訓の夫人は清河張氏、平陽柴氏である。この場合、それぞれの清河張氏がどういう関係にあるかは直接的には明らかにできないにしても、思謨の夫人が経室であることからみて、思訓夫人の推薦があつたと考えられないこともあるまい。

或は崔矜と崔程とは従兄弟の間柄であるが、その夫人は共に榮陽鄭氏に属する。しかもその夫人もまた従姉妹の関係にある。このことは崔湛の子孫と鄭歛の子孫とが密接な交友グループを形成していた証であろう。

榮陽鄭氏の叔則、叔規兄弟の子孫についてみると、叔則の子孫は范陽盧氏、趙郡李氏、博陵崔氏、河東裴氏、太原王氏と、叔規の子孫は博陵崔氏、太原王氏、渤海高氏、杜陵韋氏と婚姻関係をもつてゐる。ということは、この兄弟の家を中心として、これらの人々が姻戚関係をもち、それらを通じて密接なグループを形成してゐたであろうことは否定できない。更に、盧知遠と盧光遠も兄弟であるが、知遠の子復の妻は隴西李氏、光遠の夫人は扶風馬氏、光遠の子寂の妻は河東裴氏、寂の女の夫は、河東柳氏、河東薛氏、博陵崔氏とみえるので、これらの人々が盧知遠兄弟の家を中心に、一つの社交グループを形成していたことも事実であろう。

これに関連して考えられることは、上述の清河張氏とか、博陵崔氏とかいわれる家々が、近い血縁関係にあつたか否かは仲々確め難いことではあるが、例えば次のようない例もあつたわけである。全唐文（二五九）の「大唐洛州濟源里宗姓奉為高宗天皇大帝於奉仙觀敬造太上老君石像碑并序」によると、

「洛州濟源縣宗姓。前河陽令李儒蕙、雲騎尉李公協、騎都尉李德異等二百五十人。去隴西而違故里。冠冕之風尚。傳就河朔。而客他鄉。貧裘之業。無簪髻。」

とみえている。これは隴西の李氏に属する三百五十人が、洛州濟源県に集団移住していたことを示すものである。とすれば、他の諸氏にもこのような例が全くなかつたとも断じ難く、時にはこのように集団的な移住があり、更にそれが夫々の間の婚姻関係に発展したこともあつたと見うる場合もあつたかも知れない。（補注）

以上のように考へてみると、この河洛の地に全国から多くの人々が集まつてこの地の人となり、それによつて、ここをその生活圏として相互の社交グループを形成していたこと、更に、それらの生活圏内においては、所謂郡望にとらわれるることのない、すなわち家柄とか家系とかにそれほど制約されることのない、自由な婚姻関係が成立していたことを示すようである。これらのこととは、この河洛の地に、従来の門閥社会には見られなかつた、全く新しい郷邑社会が生まれていたことを証するものであろう。

結語

では、この新しい郷邑社会は、どういう性格のものであつたろうか。前述婚姻表によつてみると、そこにはその性格を推定せしめる材料が見えるようである。すなわち、夫人の祖先、父の職業、地位、或は夫の家系、職業、地位などについてみると、共通の特徴がある。

その特徴の第一は、大方の人々が官僚家に属する、それも特別の場合を除いては地方政治に關する地位が圧倒的に多い

ことである。勿論、夫人の家系については不明の場合も多いが、明らかである限りは、夫の家系の場合と全く同様である。このことは、男、女両方の側が地方官僚に属するという、政治的にも社会的にも同類項であったということになる。このような両者の共通の性格が、これらの人々を一つのグループとしてまとめ、その間に婚姻関係を成立せしめた基本的因素であつたといえよう。

第二には、彼等の祖先は、各地の地方官僚をつとめていた場合が極めて多いということである。各地を経巡ぐりながら、河洛の地におちつき、この地で婚姻関係を結んだことのようである。このことは、これらの人々は、殆どの場合土着的性格はもたなかつたということであろう。すなわち、これらの婚姻は、地方郷邑の上層に属する寄生官僚家相互のものであつたといえよう。

このように考えてくると、ここに生まれた郷邑社会は、地方官僚としての経験をもつ人々が、河洛の地におちつき、そこに中央権力機構の末端としての地方支配階層を形成していたことのようである。その構成員はどこまでも官僚であり、俸禄生活者であり、土着的性格の強い地方土豪層とは全く異なつた社会階層であつた筈である。

さて、最後に一言述べておきたいのは、前述のような全国的移住が隋唐時代に急増したかに思われることは、どのような理由によるのかという点についてである。これについては前稿⁽¹⁶⁾において、政治的側面—隋朝の中央集権体制による地方官掌握—と、経済的側面—土着性からの離脱—、その結果としての地方豪族の寄生官僚化を指摘しておいた。

ただししかし、やはり次のような点を強調しておくべきであろう。以上のような隋朝の政治的、経済的特殊事情成立の前提として、北朝による南朝の征服、その結果としての全国的政治的統一支配という事実があつたことである。このような江北を江南とを一つの政権の下に統一するという事実なくしては、江南とか江北とかいう出身地にかかるとのない婚姻の成立や、元來は南朝官僚家に属した人々と、北朝官僚家に属した人々との生活圏としての郷邑社会の成立

は考え得られないであろう。南朝と北朝という政権の対立の解消は、単に政治的統一をもたらしたということのみではなく、地方郷党社会の新しい形態をもつくり出したようである。

以上

(註)

- (一) 以上については、宇都宮清吉氏「漢代豪族論」(「東方学」第二十三輯)、永田英正氏「漢代の選舉と官僚階級」(「東方学報京都」第四十一冊)、拙著「門閥社会成立史」第五章、等参照。
- (二) 「第一経大論集」(七巻三・四合併号)
- (三) 拙稿「郡望と土断」(「史学研究」一一三号) 参照。
- (四) 後述「処士王義墓誌」参照。
- (五) 「隋唐時代の上流郷邑社会」(その I)
- (六) (三)に同じ。
- (七) 同右。
- (八) 拙稿「東晉における南北人対立問題」(「史学雑誌」七七一〇)。
- (九) 拙著「門閥社会成立史」第五章参照。
- (一〇) (三)及び(八)。
- (一一) (八)に同じ。
- (一二) (五)に同じ。
- (一三) 「山右家墓遺文」所収。
- (一四) (八) 参照のこと。
- (一五) 例えば弘農楊氏についてみると、楊芸の妻は夫人張氏といふ(楊芸墓誌)、楊貴の妻は単に武氏(楊貴墓誌)、楊寶の妻は張氏(楊宝墓誌)、楊廣の妻は竇氏(竇夫人楊氏墓誌銘)、楊彪の女の夫は毗沙とのみ見え(毗沙妻楊玉姿墓誌)、楊侯の孫女の夫は郭氏(郭君夫人楊氏墓誌)とみえるのみである。
- (一六) (五)の論文参照。
- 補注 「山左家墓遺文」朱岱林墓誌、参照。